



公示第7-1号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第61条第1項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関名	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
登録教習機関の住所	東京都港区芝五丁目35番2号
代表者の氏名	会長 齋藤 充
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛媛県支部 愛媛県松山市井門町1081番地1
行うことができる技能講習	・はい作業主任者技能講習
登録年月日	令和7年4月11日
登録番号	第13号

令和7年4月11日

愛媛労働局長